

次の書類の送付を受けるべき者に対する次の土地に係る守山市欲賀土地  
区画整理組合が発した土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10  
3条第1項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することが  
できないので、同法第133条第1項及び同条第2項において準用する同法  
第77条第5項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容が滋賀県守山  
市欲賀町751番地所在の守山市欲賀土地区画整理組合掲示板に掲示され  
ています。

以上のことを、同法第133条第1項及び同条第2項において準用する同  
法第77条第5項の規定に基づき公告します。

平成21年2月19日

京都市長 門川 大作

1 書類の送付を受けるべき者

(1) 判明している最後の住所

京都市左京区岩倉三宅町260番地

(2) 氏名

田中國太郎

2 土地の表示

滋賀県守山市欲賀町字保示1787番1

(総務局総務部文書課)